

## 議案第 23 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び  
千葉県市町村総合事務組合同規約の一部改正に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合に対し、四市複合事務組合から公平委員会に関する事務を共同処理したい旨の依頼があったことに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 29 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和三十年千葉県告示第四百九十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「安房郡市広域市町村圏事務組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

別表第二第三条第一項第十一号に掲げる事務の項中「安房郡市広域市町村圏事務組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合 四市複合事務組合」に改める。

#### 附 則

この規約は、令和五年四月一日から施行する。